

教総 ー 2 2 0
令和4年4月27日

各市町村教育委員会教育長
県立学校長様
県内私立高等学校長

秋田県教育委員会教育長
(公印省略)

県の感染警戒レベルの見直しに伴う学校での教育活動について (通知)

新型コロナウイルス感染症に対しては、最大限の感染防止対策を行いながら教育活動に取り組むようお願いしてきたところですが、昨日開催された第40回秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、これまで適用されてきた県独自の感染警戒レベルが、オミクロン株の特性を踏まえた上で、今後は医療提供体制の逼迫状況をより重視したものとし、感染症対策と社会経済活動を両立していく必要があることから、別紙のとおり見直されるとともに、警戒レベルは「2」とされました。

県教育委員会では、これまでも県の感染警戒レベルを踏まえつつ、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」における「「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準」に示された「地域の感染レベル」に基づいてきたことから、従来どおり県健康福祉部及び県医師会の意見を参考に「レベル2」を維持することとしております。

各学校におかれましては、今後も同行動基準や県の通知等を踏まえ、基本的な感染症対策を講じながら、教育活動を実施していただくようお願いします。

また、感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷は人権侵害に当たり、厳に戒められるべきものであることを改めて認識し、それらの防止にも確実に取り組んでいただくよう併せてお願いします。

秋田県教育庁総務課
政策企画・広報班 高橋
TEL : 018-860-5112